

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 9 日

下記の書類は、当市役所市民保険課に保管してありますから、該当者に交付します。

安芸市長 西内 直彦

小松 零二

送達を受ける
べき者の氏名

送達する書類
の名称

弁明の機会の付与通知

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により掲示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。